

教育委員会 3 月定例会 報告

1 開催日時

令和2年3月11日(水) 13:30～16:45

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

前田 愛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 橋口 智秀 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課参事(歴史資料館長) 今村 明

文化振興課係長 松尾 礼子 教育総務課課長補佐 深江 美穂

3 議事

《議案》

第18号議案 大村市教育委員会点検・評価報告について

第19号議案 令和2年度重点目標について

第20号議案 大村市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

第21号議案 専決処分の承認について(教育財産の移管について)

第22号議案 専決処分の承認について(旧楠本正隆屋敷公開条例施行規則の一部を改正する規則について)

第23号議案 人事案件

《協議・報告事項》

「学校の働き方改革」リーフレットについて

第2次大村市子ども読書活動推進計画(案)について

中学校給食における米飯給食の日数変更について

4 議事録

| | |
|--------|--|
| 教育長 | <p>嶋崎委員、中嶋委員から欠席の連絡があっておりますが、本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。</p> <p>第23号議案は人事に関する議案ですので、秘密会議とし、議事日程の後半にしたいと思いますが、議事日程及び秘密会議の取り扱いについて、御異議ありませんでしょうか。</p> |
| 全委員 | はい。 |
| 教育長 | <p>それでは、秘密会議として取り扱うことといたします。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。</p> <p>原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p> |
| 全委員 | はい。 |
| 教育長 | <p>御異議ありませんので、承認することといたします。</p> <p>議事日程2、教育長報告を行います。議会中であることに加え、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議やイベントが中止となったため、特に報告する事項はございません。</p> <p>各委員から何か報告ありませんか。</p> |
| 全委員 | ありません。 |
| 教育長 | <p>議事日程3、第18号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 教育総務課長 | <p>第18号議案大村市教育委員会の点検・評価報告についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき作成した大村市教育委員会点検評価報告書について、教育委員会の決定を得たいので、審議を求めるものでございます。教育委員会は教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。また、点検評価を行うにあたっては教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされております。今回の点検評価は平成30年度事業分について行っております。平成30年度事業分の点検評価報告書を御覧ください。4ページから20ページがそれぞれの事業についての活動内容とその点検評価ということになります。2ページ及び3ページは点検評価について、学識経験者である尾崎嘉生様と野田和宏様の2名に担当課から概要説明を行い、必要に応じてヒアリングを行っていただきまして所見を述べていただいているものでございます。評価できる点として12項目改善を要する点として1項目、今後要望する点として2項目をあげていただいております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただいま、第18号議案について説明がございましたが、御質問等ありませんか。所見の欄の改善を要する点と今後要望する点について、もう少し詳しく説明してください。</p> |
| 教育総務課長 | <p>改善を要する点について、読み上げたいと思います。改善を要する</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>点の1点目、小学校における教科指導において、外国語など新たな教科指導が必要になっており、また一方では「働き方改革」による教職員の負担軽減が言われている中で、小学校の高学年（5年生・6年生）による交流授業や専科による授業などの改善をすることにより、教職員の資質の向上を図る時間的余裕を持つことで、より深い教材研究ができるようにしてほしい。今後要望する点の1点目、小・中学校における教育活動において、調べ学習の授業や総合的学習などで、ミライo nを積極的に活用していくような取組を実践していただきたい。2つ目、有意義な文化活動が計画されている中で、その発表する場所として舞台装置等が整った公共のホールは、シーハットおおむらのさくらホールがあるが、旧市民会館のような収容人数が多い公共のホールを早急に整備していただきたい。以上でございます。</p> |
| 教育長 | <p>今、説明があったように、改善を要する点と今後要望する点ということでお二人から報告がっております。委員の皆様から御質問等ありませんか。</p> |
| 渡邊委員 | <p>今後要望する点の2点目ですね、私もそのとおりだと思うんですけども、市民会館のような収容人数が多い公共ホールを早急に整備していただきたいと思っております。今、それに代わるものとして、例えばミライo nの多目的ホールが使えるのか、それから郡地区公民館、中地区公民館の中で代わりになるようなことができるのか、教えていただきたいのですが。</p> |
| 教育次長 | <p>今、渡邊委員がおっしゃられましたミライo nの多目的ホール、中地区公民館、郡地区公民館につきましては、200人程度収容できるホールはありますが、旧市民会館のような千人近くの収容人員を確保できるホールというのは現在、市ではございません。現在、旧市民会館に代わる文化ホール等については庁内で検討委員会を立ち上げ、どういった形が望ましいのかを協議しているところでございます。</p> |
| 渡邊委員 | <p>是非早急に公共のホールの整備計画を進めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。</p> |
| 佐古委員 | <p>改善を要する点の一点目の専科についてですが、どの程度進んでいるのでしょうか。</p> |
| 学校教育課長 | <p>現在、小学校の方に専科として2名配置しています。次年度も県の人事異動により同程度の配置が予定されています。ここに記載しておりますように専門的な知識技能を持った教職員が必要となってくる、ニーズは高まってくると思っております。そういう意味でも要望をしているところでございます。以上でございます。</p> |
| 丸山政策監 | <p>今の件につきまして、国の動きを説明いたします。現在、諮問機関の中央教育審議会にて専科教員について議論をしております。今後の予定としては令和4年度からの専科の加配について議論されております。現在は定数外の措置になりますけれども国ではそこを定数化しようということで義務標準法という法律の改正を視野に入れて中央教育審議会にて議論されているということです。以上です。</p> |
| 教育長 | <p>よろしいでしょうか。他にございませんか。</p> |
| 前田委員 | <p>専科はどういった科目になるのでしょうか。</p> |
| 学校教育課長 | <p>外国語以外では理科や音楽です。科目は市町によって異なります。</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育長 | 全国的にみて、例えば小学校で中学校のように全て専科でしているところはないのでしょうか。 |
| 学校教育参事 | 具体的にどの市町ということは把握しておりませんが、小学校から専科でやっていこうという動きが全国の中にあるということは聞いております。 |
| 教育長 | 以上のような状況でございます。御意見等あればお願いします。さきほど話がありました文化ホールについてですが、大きな建設事業として、所管が異なるのですが武道館や第2体育館、新庁舎などがありますね。新庁舎の安全性についてはどのような感じでしょうか。 |
| 教育次長 | はい、新庁舎につきましてはご存じかと思えますけど建設予定地であったボート場の第5駐車場に断層がございまして、建設予定地を0ベースで考え直すような形になっております。 |
| 渡邊委員 | 断層が見つかったのでしょうか。 |
| 教育次長 | 断層が見つかり、建設年度等が遅れるという状況です、先ほどありました旧市民会館に代わる文化ホールにつきましては、新しい文化ホールを建てるかどうか、現存するもので代用できないか、体育館等々の複合施設で対応できないかとかどうかという話をしているところでございます。あと、Vファーレンの関係もございまして、総合運動公園の所に体育館を作るという話もあっておりますけども、まだVファーレン側との調整をしている段階でございまして結果としてどうなるかということとはわからない状況でございまして。そういったものが今後建設を控えているという状況でございまして。 |
| 教育長 | 現状の説明でございました。建設ラッシュといいますか、どれを優先していくかという全庁的な話になります。 それでは意見を終結いたします。採決します。第18号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 教育長 | 御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。 次に第19号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 教育総務課長 | 第19号議案、令和2年度の重点目標についてでございます。令和2年度の重点目標を別紙のとおりとしたいので、教育委員会の審議を求めらるものでございます。各課の重点目標について説明をいたします。まず、教育総務課分を説明いたします。重点目標案を御覧ください。教育総務課の重点目標1つ目、教育環境の整備・充実についてでございます。(1)小学校のトイレ洋式化改修工事については、今年度に引き続き国からの交付金を活用し来年度も実施予定としております。夏休み期間中に工事を完了し、夏休み明けから使用できるよう進めたいと考えております。(2)は大村小学校のエレベーター設置でございます。大村小学校のエレベーター設置については現在工事を進めているところですが、年度内の完了が困難となったことから、次年度に繰越しを行ったことです。完成予定は、本年4月を予定しております。(3)学校施設の定期的な点検を実施し、安全安心な教育環境の確保に努めるというものです。これは新たに設定した目標ですが、今年度から3年に1回のペースで各学校において、建築基準法第12条に準じた点検を業者委託により実施しております。この点検結果に基づいて修繕等を実施し、安全安心な教育環境の確保に努めたいと考 |

| | |
|------------|---|
| | <p>えております。なお、下線部分が昨年度との変更点ですので、よろしくをお願いします。引き続き給食センターから説明します。</p> |
| 学校給食センター所長 | <p>2番、学校給食の充実についてでございます。(1) 来月からですが、令和2年度から給食費を公会計制度へ移行します。これに伴いまして学校給食費の管理運営を円滑に行うということで目標に掲げているところです。(2) につきましては、これまで安全安心というところを第1にあげておりましたが、さらに魅力あるおいしい給食ということで学校給食向上推進委員会を中心にさらに研究し、子どもたちに喜ばれる給食を提供していきたいと考えております。(3) は給食費の滞納対策ですが、引き続き縮減を図っていきたく思います。特に公会計化になってから滞納が増えるということがないようにしっかりと努めていきたく思います。(4) ですが、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても安全安心で楽しい給食時間が過ごせるように努めていきたく思っております。以上でございます。</p> |
| 教育長 | <p>次は、学校教育課、お願いします。</p> |
| 学校教育課長 | <p>昨年度から変更となる点を説明させていただきます。まず1番ですが、キーワードを豊かな学び、確かな育ち、多様な感性とします。これまで、豊かな学力、確かな育ち、この2つでしたけども、令和2年度からの第三期大村市教育振興基本計画に伴いましてそういうふうなキーワードに変更をいたします。1の(1)ですが、次年度からいよいよ三学期制が始まりますので、新たな三学期制への円滑な移行を図るということをご披露しているところでございます。大きい2番の(2)ですが、学力向上に向けた取組みの支援ということですが、対象がはっきりしておりませんでしたので、対象を各学校にというふうにしております。(3) ですが、ICTを活用した学びの広がりや深まりを推進するについてですが、次年度から国のGIGAスクール構想に基づき、大村市内のデジタル教科書、児童生徒一人1台のタブレットの整備が進んでまいりますのでそれに対応した項目を追加いたします。それから大きい5番です。新学習指導要領実施に向けた対応ですが、学習指導要領が改訂されまして来年度から小学校が全面実施になります。中学校は移行への最終年度ということで、それに向けた取組みを推進いたします。大きい6番、健康・安全教育、食育推進のところですが、安全管理と安全指導の徹底を図るところです。前年度1年間を振り返ってみますと児童生徒の交通事故、あるいは校内における怪我等々が大変多い年でしたので来年度はそういったことのないようにより一層の徹底を図ってまいりたいと思います。それから(3) ですが、次年度から市内6校全ての中学校でフッ化物洗口を実施いたします。大きい7番です。教職員の働き方改革の推進ですが、(1) 大村市立小・中学校教職員の働き方改革の方針、これは後ほど、御説明いたします。それから、(2) として、教職員が使用します統合型校務支援システム、これは児童生徒の成績であるとか健康に関する健康管理、出席管理等々が全て1つのパソコンでできる県下統一のシステムを導入いたします。説明は以上でございます。</p> |
| 教育長 | <p>それでは3ページ、教育総務課重点目標について、御質問がありましたらお願いします。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 佐古委員 | (3) 学校施設の定期的な点検を実施するということですが、実施する学校の順番が決まっているのでしょうか。 |
| 教育総務課長 | 学校施設におきましては3年に一回の点検ということになっておりまして、今年度から実施をしております。それぞれ3つ、小学校中学校を3年に分けまして実施をすることにしております。どの学校をどの年度に実施するかという表は今手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。 |
| 教育長 | 他にございませぬか。それでは質問を終結します。御意見等ありませんか。 |
| 前田委員 | 1の(3)の定期的な点検はどなたが実施するのでしょうか。 |
| 教育総務課長 | 業務委託を行いまして専門業者が行うことになっております。 |
| 教育長 | 学校で行う点検にはどのような点検がありますか。 |
| 教育総務課長 | 外壁や内部の点検であったり学校の建物に関する基本的には外観の点検を行います。必要に応じて打診の点検等も行います。 |
| 教育長 | 昨年はガラスが落ちたりですね、急に力が加わったというのもありました。 |
| 佐古委員 | この点検は今年度も実施しているのでしょうか。 |
| 教育総務課長 | (3)の項目につきましましては、昨年度は目標として掲げておりませぬでした。昨年度は先ほどもお話があったように学校での事故等も発生をしております点検自体は今年度から実施をしておりますものですが、次年度の重点目標として掲げさせていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| 教育長 | 渡邊委員いかがでしょうか。 |
| 渡邊委員 | 学校給食の充実で安全・安心で魅力あるおいしい給食の提供について研究するとありますけどもこれはどういう風に研究されているのでしょうか。 |
| 学校給食センター 一所長 | 魅力あるおいしい給食というところで、日々の献立につきましましては栄養教諭が献立を作成しておりますが、今年度から学校給食向上推進委員会をたちあげました。委員会のメンバーは、校長、栄養教諭、PTA、市教委、これに加えまして長崎市内にあるホテルの料理長にも入っていただいて、学校現場、それから民間のレストランの感覚も取入れまして、これまで以上に給食にいろいろな方面からの意見を活かさないかということで立ち上げたところです。昨年ボルトの異物混入などがあり、給食の安全という部分で大変御心配をおかけしたところで、安全安心そしてさらに魅力という、新たに捉えなおして子どもたちに提供していきたいというところで立ち上げたところございませぬ。以上ございませぬ。 |
| 教育長 | 改めてですね、知育・徳育・体育にプラスして第三期大村市教育振興基本計画では、食育を加えた4つの育を推進してまいりたいと考えております。その中にも魅力あるおいしい給食を工夫していきたいということで御理解いただければと思ひます。他にございませぬか。 |
| 各委員 | ありません。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。次に学校教育重点目標案が出されておりましたがこれについて御質問あればお願いします。この7番の教職員の働き方改革の推進で統合型校務支援システムについてですが、万能型のシステムでございませぬけども全国版でしょうか。 |

| | |
|--------|---|
| 学校教育課長 | 開発業者は全国的な業者でして、他県でも採用されているそうです。長崎県内であれば、どの市町に転勤をしても同じような操作性です。 |
| 教育長 | シーフォースは、Cは英語のアルファベットのC、フォースは4 t hと書きますね。どういう意味でしょうか。 |
| 学校教育課長 | 申し訳ありません。 |
| 教育長 | では後ほどお願いします。他に御質問等ございませんか？ |
| 渡邊委員 | 2の(2)ですけれども各学校の学力向上に向けた取組みというのは実際どういうことをされていますか。 |
| 学校教育課長 | 基本的には研究指定という形で、輪番制で各学校で研究していただいております。教職員全員で有益な指導方法だったり教材開発であったり、そういうのを研究しながら指導技術を高めていくという。各学校で研究授業するところに本市の指導主事が入っていきまして指導助言しながら支援をしていくという状況でございます。 |
| 渡邊委員 | 学力が向上したという指標は、全国共通のテストの平均でしょうか。 |
| 学校教育課長 | 現在学校ごとの学力を図るようなテストは全国学力学習状況調査とそれから県の学力調査そして大村市が実施している市の学力調査と3つあるわけなんですけれども、県と国は年度初め4月に行いまして、大村市の学力調査は12月に実施をするようにしています。PDCAサイクルのことで年度初めと年度終わり、振り返った時に課題があります、課題を見る指標としてそういう学力調査を活用しているところでございます。 |
| 教育長 | 他にございませんか。それでは御質問を終結して御意見ありませんか。6番の(3)中学校におけるフッ化物洗口を適切に実施について、おさらいの意味でもう一度お願いします。 |
| 学校教育課長 | 小学校ではフッ化物洗口をやってきておりまして、中学校では次年度から全中学校で実施をするということになります。フッ化物洗口を実施するにあたって教職員の働き方改革というのも考慮しまして、市内の中学校3校にスクールサポートスタッフを1名ずつ配置します。基本的に教職員それから教頭職、事務等々のサポートをして、その方がフッ化物洗口の洗口液を作り、子どもたちが洗口を実施した後、容器を洗ったりしてもらう業務があります。中学校は6校ありますので3名の方が2校掛け持ちでフッ化物洗口をやる日、曜日をずらしながら2校ごとに回っていくとそういう取組みを行ってまいります。以上です。 |
| 教育長 | これはもう新たな補助員ですね。他にございませんか。昨日、市議会の厚生文教委員会で話が出たのですが、三学期制になって、運動会を秋にして欲しい、春にやるとどうしても1年生がマスゲーム等を行えないのでどうしても競争競技ばかりになってしまう、あと春だと町内から参加しにくいので秋がいいのではないかとということをおっしゃっていました。既に各学校の年間計画はいつてるんじゃないかと思うんですが、保護者や地域の方々に学校からうまく発表されているのでしょうか。 |

| | |
|--------|--|
| 学校教育課長 | 議員さんが説明を受けた学校では、既に検討はなされていると思います。その学校が春に運動会を実施するとなっており、個人の思いとして秋に実施した方がいいのではないかとということです。 |
| 教育長 | その説明を受けた後の御意見ですね。他にございませんか。 |
| 佐古委員 | コロナウイルス等の影響で授業日数の不足についてはどう対応されるのでしょうか。 |
| 学校教育課長 | 標準授業時数というのがございます。今回特別な措置ということで法律的には授業時数が足りないから教育課程が未履修ということにはならないという通知が今回きております。未履修分の補習の手段としましては、今回の臨時休校の期間、学校で課題を洗いだしております。未履修分につきましては、この部分が未履修ですよということを次の進学先にきちんと申し伝える、引き継ぐというふうにしております。中学校の卒業生は高校に、小学校から中学校に上がるタイミングでは、小学校、中学校にしっかりと情報が伝わるそういった流れになっております。 |
| 教育長 | 他にございませんか。それでは意見を終結いたします。続きまして社会教育課、お願いします。 |
| 社会教育課長 | 社会教育課の重点目標について御説明いたします。なお、令和2年度から図書館が社会教育課から独立することですので、図書館部分につきましては、後ほど図書館長から御説明させていただきます。それでは御説明をさせていただきます。1 家庭教育の充実と青少年の健全育成（1）につきましてはココロねっこパレードIN大村の開催や少年センターだよりによる周知、啓発活動を行うとともに非行防止のための活動や自転車マナーアップ運動、特に最近問題となっておりますメディア問題について積極的に取り組んでいくということを考えております。（2）で昨年と変わってる部分は、昨年は子ども会活動活性化と加入率の向上対策への支援に努めるという部分を、達成化を支援すると変更いたしております。皆さまご存じのとおり、子ども会の加入率が年8%ずつ減っているという状況があります。ただ、子ども会と連合会等との話をするなかで子ども会の加入率に一喜一憂するのではなく、その他の活動の内容をより質の高い魅力的なものにすること、なおかつ子ども会に未加入の保護者や子どもたちに対し、子ども会活動のすばらしさを積極的に周知していくことの方が大切ではないかということで、今後、子ども会に対して積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。（3）ですが、ここはOMURA未来塾という部分を追加しております。放課後子ども教室につきましては、これまで実施してきました既存の6校に加え来年度は旭が丘小学校での実施を予定しております。また、OMURA未来塾につきましては、西大村中学校での実施を予定しているということでございます。2番、生涯学習の充実と人権教育の推進、（1）になります。このなかで昨年と違いますのは、より良いという文言を追加しておりますが、これは中地区公民館が今年の5月7日に開館するというより良い生涯学習の場が皆様に提供ができるということでより良いという文言を追加させていただいたわけでございます。（3）ですが、ここは新たに今年度追加した部分でございます。あらゆる世代 |

| | |
|--------|---|
| | <p>が「つどい」「まなび」「つながる」施設として公民館のサービスの充実に努める、これについては先ほども申し上げましたように中地区公民館の整備が完了いたしまして5月に開館するということになっております。これで公立公民館3館のハード面の整備がほぼ完了いたしましたことから、今後は「つどい」「まなび」「つながる」施設としての講座内容を含めたソフト面の充実に力を入れるということで新たに追加をさせていただいております。社会教育課分は以上でございます。よろしくお願いたします。</p> |
| 教育長 | <p>続いて、文化振興課分をお願いします。</p> |
| 歴史資料館長 | <p>文化振興課の重点目標を御説明いたします。1文化財の保護と活用、(1)については文化財の調査を進め重要なものは指定するということでございます。2月の定例教育委員会で石仏の指定について御審議いただきましたけれども、他にもまだ地域に埋もれている文化財の調査をして文化財の指定を進めて保護を図りたいと考えております。(2)、同じく指定ですが市が所蔵する資料の指定についてでございます。市が所蔵する考古資料や歴史資料についても重要なものは市、または県の指定として価値を与え保存を図ってまいりたいと思っております。(3)、竹松遺跡出土品等を始めとする出土品の企画展の開催がでございます。これまで県教委の方で新幹線車輛基地、竹松遺跡で調査が進められてきましたが、これが終了して報告書も刊行をされたことを受けまして、その膨大な出土品等を市の方に譲り受けております。また近年では、市の調査等にも新たな発見等がありますのでこれらの遺物のお披露目や調査成果を公表するための考古の企画展を歴史資料館で開催する計画としております。(4)の三城城の国指定についてはなかなか地権者との話が進みませんが、今後とも取り組んでいくものでございます。2番、郷土教育の推進でございます。これは元々文化財の保護と活用の中に昨年まで入っておりましたけれども今年度から歴史資料館が出来ましたので、郷土教育の推進という項目を設けているものでございます。(1)、歴史資料館における展示教育普及の充実についてでございます。令和2年度から本格的に歴史資料館の1年間の活動が開始いたします。令和2年度では、特別展の開催や企画展、講座等の教育普及活動を行い、より一層郷土教育と情報発信に努めていきたいと考えております。(2)、先人の顕彰事業の準備についてでございます。昨年、大村市文化・スポーツ振興財団のほうで漫画石井筆子の刊行、また今年度は大村ライオンズクラブさんのほうで石井筆子の顕彰事業が周年記念事業で行われました。また、次の大河ドラマや新札が渋沢栄一や津田梅子という、石井筆子に関わる人物が大きくクローズアップされていきますので大村市としても石井筆子の顕彰事業、特に展示会などの特別展を令和3年度に計画しておりますので準備を進めていきたいと考えております。3、芸術・文化の振興についてでございます。(1)、子どもたちが芸術・文化に接する新たな機会の創出を目指し、大村市文化協会の人材を活用するというものでございます。これまでの芸術・文化を子どもたちが接する機会としてスクールコンサート等々も行っていましたけれども、今度は身近な人材を活用して芸術文化の機会を創出していこうということ、また文化協会の人材を活用して文化協会の活性化を図ると</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>いうことを目指して人材調査もしくは学校等のニーズの調査を行う計画であります。(2)、体育文化センターの設備改修でございます。これまでさくらホールの設備改修を進めてまいりまして、次年度はさくらホールの音響設備の改修に着手をいたします。また、トレーニングルームの機器の入れ替え等も進めてまいる計画であります。3、体育文化センターの外壁改修については検討中です。今年度、外壁診断を行いまして緊急性を有するものから年次計画を立て、外壁の補修というものを行っていく必要があるというような診断がありましたので、今後、改修計画の検討を進めてまいりたいと考えております。4、文化ホールについてでございます。先ほどもお話が出ましたが文化ホールの検討を進めておりますが、その中でも体育館等々の複合施設、その他の公共施設の多目的利用等も併せて今後も検討を進めていくものでございます。以上が文化振興課の重点目標でございます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>最後、図書館の重点目標をお願いいたします。</p> |
| <p>図書館長</p> | <p>図書館の重点目標について、御説明いたします。1、図書館機能のさらなる充実、(1)につきましましては市民の知識や知恵を育み学びや暮らしを支える知の拠点として多様な図書資料を収集し、市民の読書活動や暮らしの中の課題解決に活用できるよう資料を整備してまいります。(2)につきましましては市民の多様なニーズや研究学習目的を十分に把握し、図書資料の情報に加えて関係機関や担当部局等に関する情報を提供することで市民の課題解決をサポートするレファレンスサービスの充実努めてまいります。(3)ですが、市立図書館の分室として5月にオープンする中地区公民館図書室をミライo n図書館の図書館システムに繋ぎ、貸出、返却、図書の取寄せ等も行って市民の利便性向上と蔵書の充実努めてまいります。2、子どもの読書活動の推進です。(1)、幼稚園・保育所・こども園・小中学校・放課後児童クラブなど子どもに関わる施設等の団体貸出の利用促進を図るとともに学校図書館との連携を強化し、子どもたちの読書環境を整備してまいります。(2)につきましましては、図書館でボランティアの研修会を開催したり、児童サービスの司書が相談に乗ったりしてボランティアの育成を行うとともにボランティアが活動するお話会などの場の提供を行い、活動支援に取り組んでまいります。3につきましましては、これまで旧市立図書館で出張お話会として図書館から司書、職員が出かけて行ってお話会を開催しておりました。新たにブックトークや絵本の読み方などの出前講座を加えた「としょかん出前教室」のサービス提供に取り組んでまいります。3、人々が集う魅力ある拠点づくりの推進の(1)につきましましては様々なイベントを開催することで多くの人が集える場を提供し、中心市街地の賑わい創出に貢献できるよう取り組んでまいります。(2)につきましましては多くの方々に市内外から来館していただけるよう、様々な広報媒体を活用しミライo nの情報発信に取り組んでまいります。以上で図書館分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>それでは社会教育課の重点目標について、御質問等ありませんか。新中地区公民館の進捗状況について、補足説明をお願いします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 社会教育課長 | 新中地区公民館は3月6日に完成いたしました。今、若干手直しの部分があるということで、その分についての補修等を行っているところです。5月7日の開館に向けて、備品の購入等を行っています。また、3月1日に予定しておりました中地区公民館まつりが新型コロナウイルスの関係で中止になりましたので、開館後、早い時期にオープニングイベントではないんですが、そういったものを行いたいと考えているところでございます。 |
| 教育長 | 教育委員さんにはいつ頃視察いただきましょうか。 |
| 社会教育課長 | 物品等が入った段階のほうがイメージが湧くと思いますので、4月の下旬くらいになろうかと思えます。わかり次第、御案内させていただきますと思います。 |
| 教育長 | よろしくお願いたします。他に御質問ございませんか。ないようであれば質問を終結します。御意見があればお願いします。 |
| 全委員 | ありません。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。御意見がなければ意見を終結いたします。続いて、6ページからの文化振興課の重点目標で御質問あればお願いします。 |
| 前田委員 | 3の(2)の体育文化センターの設備改修のところで説明がありました。私はトレーニングルームを利用したことがないのですが、利用状況はどういった状況でしょうか。 |
| 文化振興課係長 | トレーニングルームの利用につきましては、今、シルバーパワーアップ事業だとか高齢者を優遇したような形でございますので、午前中は高齢の方の利用が多く、若い人たちの層の利用が少なくなってきましたので機器を新たに購入したり、入れ替えをするなど利用者を増やすような工夫を行っております。 |
| 教育長 | 利用人数はわかりませんか。 |
| 文化振興課係長 | 申し訳ございません。今、手元に資料がございません。 |
| 教育長 | 後でわかれば教えてください。近隣に民間の24時間のジムがあり、その影響で減っているのではないかと思います。 |
| 前田委員 | シーハットのトレーニングルームは何時から何時まで開いているのでしょうか。 |
| 文化振興課係長 | 開館時間は午前9時から午後10時までです。 |
| 教育長 | 他にございませんか。 |
| 佐古委員 | 3の(1)ですが、具体的な計画がありますでしょうか。 |
| 歴史資料館長 | 私が文化振興課長から聞いておりますのは、まず、相方のニーズ調査を行うということです。文化協会の方の人数が減少しており、解散される団体も出てきているということで活性化、やりがい、何か手を打つというなかで一つは活躍の場を設けられないかというところで文化協会さん側の人材調査をし、学校等で活躍の場がないかというようなマッチングができないかどうか調査も行い、今後の活性化策のとりかかりをやりたいという風に考えております。 |
| 渡邊委員 | 文化協会は具体的にはどのような活動をされているのでしょうか。 |
| 歴史資料館長 | お茶、音楽、書道といった様々な団体の集まりが文化協会になりました。全体としては発表会や文化誌の発行などがあります。もともと |

| | |
|---------|--|
| | と、それぞれの団体の方々が活動をされています。 |
| 渡邊委員 | コミュニティセンターなどで教室があっている、何々教室とかそういうのを文化協会の団体なのでしょうか。 |
| 歴史資料館長 | 重なるところも一部ございます。それぞれの団体がコミュニティセンターやその他の場所で様々な活動をされていて、それを統合するのが文化協会です。 |
| 教育長 | まちのあちこちでそういう文化協会の書道もありますし、コミセンで定期的に活動をされていたり、いろいろなところでの活動をまとめているんですね、他にございませんか。 |
| 全委員 | ありません。 |
| 教育長 | それでは意見を終結して御意見等あればお願いします。 |
| 教育次長 | トレーニングルームの利用者数が分かりました。平成29年度が3万3千44人、平成30年度が3万252人でございます。29年と30年を比較すると、2,800人程度減っております。 |
| 教育長 | 来年度はトレーニング機器の更新を予定しております。安全面もありますので。 |
| 前田委員 | トレーニング機は何台くらいあるのでしょうか。 |
| 教育長 | 台数は40ぐらいだったかと思います。 |
| 渡邊委員 | 指導者はおられるのでしょうか。 |
| 教育長 | 指導者がおられます。まず最初はトレーニングのやり方等もきちんと指導があり、講習を受けないと機器が利用できないようになっていきます。利用すると汗をかきますので、ルールとしては必ず使った後は器具に備え付けのタオルで拭きあげて、それから次の人にと。スタッフが管理されていると思います。私は最近ではトレーニングルームに行っていないですが、コロナの関係もあり管理が厳しくなっているのではないかと思います。 |
| 文化振興課係長 | 現在、トレーニングルームだけはコロナの影響で閉めております。 |
| 教育長 | シーハットは開館していますよね。 |
| 文化振興課係長 | シーハットは開館しております。トレーニングルームだけは、濃厚接触することになること、また、消毒用のアルコールが不足しているという現状もありまして、閉めております。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。あと7分で14時46分になります。東日本大震災の発生から9年が経ちます。14時46分18秒の発生でした。黙とうを行いますので、よろしく願いいたします。続いて図書館の重点目標について、御質問お願いいたします。 |
| 佐古委員 | 団体貸出の利用促進のところで、学校図書館との連携を強化するとありますが、具体的な取組はどういったことになりますか。 |
| 図書館長 | 学校図書館との連携ですが、学校司書さんが各小中学校に配置されておりますので、先生方からこういったテーマで本を図書館から借りてきて欲しい時など学校司書さんから依頼を受けてこちらの方で準備して取りに来ていただくという風な形で連携を深めたいと思っております。また、学校司書さんの研修会までできるかどうかを学校教育課に相談をしているところですが、そういったところで学校司書さんたちにも研修の機会というのでうちの図書館の司書がサポートできればと考えるところでございます。 |

| | |
|--------|--|
| 佐古委員 | それは例えば、理科の授業でこんな資料が必要だという時に学校司書を通しての依頼は多いのでしょうか。 |
| 図書館長 | そうですね。先生方もお忙しいので学校司書さんを通しての依頼というのが多いというところでございます。 |
| 佐古委員 | システムは繋がっているのでしょうか。 |
| 図書館長 | システムは繋がっておりません。 |
| 教育長 | システムに入力すれば自動的に本がくるということはないわけですね。 |
| 図書館長 | はい、FAXでこの様式で御依頼くださいということで学校の方にはお願いをしているところです。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。サイレンが鳴りましたら、御起立の上黙祷をお願いします。他にございませんか、。 |
| 全員 | (黙とう) |
| 渡邊委員 | 1の(2)レファレンスサービスについて、市民の課題解決をサポートするとありますけども、例えば石井筆子について調べたいんだったらこういう本がありますとか、もっと大きなテーマで大村の歴史的なことを調べたいというときにはこういうふうな文献がありますよというような、知らせるようなサービスでしょうか。 |
| 図書館長 | 委員がおっしゃるとおりでございます。ミライo n図書館の三階の一般フロアには調査・相談というカウンターがございまして、簡単に言えば調べ物のお手伝いということになるんですけども暮らしの中のちょっとした疑問からですね、おっしゃったような歴史についてとか石井筆子についてとかいうことをもっとこうあるいはお仕事の中でいろいろ調べなければいけないような専門的なことなどそういったことも調査・相談について司書が資料を検索したりして提供するサービスでございます。 |
| 渡邊委員 | それは事前に申し込んでいなくても、その場でも相談できるのでしょうか。 |
| 図書館長 | 直接御来館いただいても大丈夫ですし、ホームページの方でもレファレンスシステムというのはございますのでそちらで入力していただいて御相談していただいても大丈夫です。後はお電話でもお受けしておりますので、御活用いただければと思います。 |
| 教育長 | 他にございませんでしょうか。これで質問を終結いたします。御意見あればお願いいたします。令和2年度のそれぞれの課からの重点目標についての説明でございました。 |
| 学校教育課長 | 先ほどのシーフォースの4つのCが分かりましたので説明いたします。4つのCということでコミュニケーション、コネクション、コラボレーション、コーポレーションこの4つのCでより質の高い教育を実践できるシステムとなっております。 |
| 教育長 | 考えますね。ありがとうございます。全体的に御質問、御意見なければ終結したいと思いますけどよろしいでしょうか。それでは終結いたします。第19号議案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全委員 | ありません。 |

| | |
|--------|--|
| 教育長 | 御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。次に第20号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | <p>第20号議案、大村市立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてでございます。大村市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議を求めるものでございます。資料の8ページです。今回、国から教職員の働き方改革に関わりまして超過勤務の上限等をきちんと定めるようにという通知がきました。それに伴っての改正でございます。具体的にはどういう中身になってるかというところで、資料9ページを御覧ください。9ページ中ほどから上の方は改正に伴っての条文の整理を行っています。下から8行目、第6章教職員の業務量の適切な管理についていうところから、上限時間第20条市委員会は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間、次のページになりますが、所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うということで、(1) 1か月について45時間、(2) 1年について360時間、要するに1か月45時間以上の超過勤務はしてはいけません、以下にしましょうと1年間については360時間以下にしましょうということです。次の2番です、市委員会は教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。(1) 1か月について100時間未満、(2) 1年について720時間、(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間、(4) 1年のうち1か月で所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月。次に大きい3番です、前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、市委員会が別に定めるとしています。これは、通常の業務以外に突発的な生徒指導や相談業務などいろいろ出てきますので、そのことについては別にやりましょうと。ただし、上限は1か月100時間。1年につき720時間以内にしていきましょうと。超過した時間が平均して80時間を超えないように、しかも、45時間を超えるのは1年のうち6か月までとなっています。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただいま説明がありましたけども、御質問ありませんか。 予見できないものが出てきた場合、例えば生徒指導、天災などということだと思っております。そういう場合に、手当はどうなるのでしょうか。</p> |
| 学校教育課長 | 基本的に残業手当というものがつきませんので、超過勤務になったとしても残業手当はつかないということになっています。 |

| | |
|--------|--|
| 教育長 | 振替で対応することになりますね。 |
| 前田委員 | それぞれでどれぐらい残業したという自己申告になるのでしょうか。 |
| 学校教育課長 | これまでは自己申告でした。日々の出勤時間、退勤時間を報告していただいて、それを1か月まとめたものを管理職に提出し、管理職がその学校全体分をまとめた市教委に報告するという形になっていました。来年度からは先ほど統合型支援システムが入ると申しましたけれども、今後は教育職員が出勤した時にはパソコンの画面で自分の名前をクリックすると出勤時刻が記録され、退勤するときもそういう形で勤務時間を適切に把握していくということになります。 |
| 教育政策監 | 先ほどの教育長が言われていた超勤部分の振替という件ですが、これは昨年一部改正されまして、計画案としては2つになります。1つは先ほど言った、業務量についての指針を策定しなさい、と。これまで文科省は法的根拠のないガイドラインという形でこれまで進めてきたのですが、今回法的に指針という形で定めなさいということが1つ。もう1つはその1年前に変形労働時間制を適用しなさいということがもう1つ。法律の施行期日は、先ほどの指針の策定が令和2年4月、つまり令和2年度からになっています。2つ目の方は、令和3年度、令和3年4月1日から適用となりますので、将来的にそのオーバーした分は夏休み等にまとめて振替えるということが可能になってくるというふうに考えています。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。 |
| 渡邊委員 | 2の(3)ですけれども、非常に分かりにくいです。6か月間であってもその平均超過勤務時間が80時間を超えないようにということで、2か月でもそうであるということなんですよね。これは2か月でも平均80時間を超えない、6か月でも平均80時間を超えないというような意味なのでしょうか。非常に分かりにくいです。 |
| 学校教育課長 | 原則は45時間未満ですが、それがずっと超える状態が長く続くような状況にはしないようにというような趣旨でこのようにしています。それから2か月で平均80時間というものがありますが、80時間超えるというようなそれは多分あり得ることだと思います。 |
| 渡邊委員 | 6か月が1番長いのですね。 |
| 教育総務課長 | (1)は1か月については100時間未満ですが、(3)では1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月なので2か月であれば160です、3か月でも240というふうに80の倍数で増えていくということになります。 |
| 渡邊委員 | 1番長いのが6か月。 |
| 教育総務課長 | そういう考え方になっています。1か月では100時間未満ですので、例えば今月100時間したという場合は、翌月は60時間しかできないということです。 |
| 教育長 | そこで制限をしているということ。部活動等は予見できるものだからこれについては1項を適用し、天災とか地震などの場合は2項を適用するということですね。 |
| 教育総務課長 | そういうことになります。 |

| | |
|----------|--|
| 教育長 | よろしいでしょうか。御質問を終結して御意見等あればお願いいたします。それでは御意見も終結します。それでは採決します。第20号議案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 全委員 | ありません。 |
| 教育長 | 御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。続きまして第21号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 図書館長 | 14ページをお願いいたします。第21号議案、専決処分の承認についてでございます。大村市都市整備部都市計画課が所管する行政財産の教育委員会への移管について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。16ページをお願いいたします。移管する土地の表示については記載のとおりでございます。移管を受ける理由ですが中高生の試験中などミライonの駐輪場が不足するため、臨時の駐車場として活用したいと考えております。17ページをお願いいたします。こちらはミライonの上空写真で、マーカーで塗った部分が移管を受ける土地となります。以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくをお願いいたします。 |
| 教育長 | ただいまの第21号議案について説明がありましたが、御質問等ありませんか。場所はおわかりでしょうか。 |
| 新図書館整備室長 | 当該用地はもともと歯科医院だったものでございまして都市整備部の方で道路用地として民間から受入れをしたものでございます。 |
| 教育長 | 御質問等ありませんでしょうか。それでは質問を終結して御意見あればお願いいたします。御意見無ければ終結します。第21号議案についてはご承認いただけますでしょうか。 |
| 全委員 | はい。 |
| 教育長 | 次に、第22号議案について説明を求めます。文化振興課長補佐、 |
| 文化振興課係長 | 第22号議案専決処分の承認について説明いたします。18ページをお願いいたします。旧楠本正隆屋敷公開条例規則の一部を改正する規則について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。21ページの新旧対照表を御覧ください。今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため小学生・中学生・高校生の入場を制限する必要が生じたので、この規則の入場制限に新たにその他旧屋敷の管理上支障があると認められる者を第5条として追加したものです。以上で第22号議案の説明を終わります。御承認のほどよろしくをお願いいたします。 |
| 教育長 | ただいま第22号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。ここについては入場制限を外していたのですね。 |
| 文化振興課係長 | はい。 |
| 教育長 | 高校生以下について入場制限を行います。よろしいでしょうか？それでは質問を終結します、御意見等あればお願いいたします。御意見 |

| | |
|-----|--|
| | 無ければ終結します。採決いたします。第22号議案について、御承認いただけますでしょうか。 |
| 全委員 | はい。 |
| 教育長 | それでは、御承認いただいたものとして決定いたします。 |

◎自由討論 なし

◎協議報告事項

- ・「学校の働き方改革」リーフレットについて、学校教育課長から説明があった。
- ・第2次大村市子ども読書活動推進計画（案）について、図書館長から説明があった。
- ・中学校給食における米飯給食の日数変更について、学校給食センター所長が説明を行い、協議を行った。

4月定例教育委員会 4月15日（水） 13時30分から

| | |
|-----|---|
| 教育長 | これをもちまして令和2年3月教育委員会定例会を終了します。 16時45分 |
|-----|---|